「水道料金の統一を含めた料金改定について」 答 申

平成22年3月

伊豆の国市水道事業等経営審議会

[はじめに] ~伊豆の国市の現状と課題~

伊豆の国市の水道事業は、平成17年4月1日の3町の合併に伴い誕生した。その後、施設整備については、平成19年度に「伊豆の国市上水道基本計画」を、経営については、平成20年度に「伊豆の国市地域水道ビジョン」を策定して指針を決定している。また基本加入分担金は、平成20年4月に統一し、経営認可は、平成21年4月に伊豆の国市水道事業が創設されている。

施設については、長岡地区は、狩野川の伏流水を取水する神島水源以外の良好な水源がない。そこで良好な水源がある韮山・大仁地区から狩野川を横断して長岡地区へ送水するための連絡管の布設工事が実施され、それに合わせて新配水池の築造も計画されている。その他にも施設の耐震化や老朽化した施設の更新等が、計画的に推進されている。

経営については、市全体では、低廉で良質な給水サービスを提供していくための健全な経営が確保されている。しかし大仁地区に関しては、大口需要者との工業用の使用契約が、工場の給水需要の低下に伴い平成22年3月で終了するため、給水収益が大幅に低下することになり、料金改定されなければ大仁地区は赤字経営となってしまう。

また水道料金については、3地区の料金体系の違いから、合併協議会で合併後に統一 に向け「新市において検討する」と決定されているため、統一料金の策定が急務となってい る。

そしていくつかの民営の簡易水道は、すでに上水道に統合されているが、企業が開発した山間部の簡易水道等については、将来公営簡易水道等に移管されることが想定され、その際の負担の公平性等考慮しなければならない課題も見受けられる。

このような状況の中で、平成21年10月21日に伊豆の国市長から「水道料金の統一を含めた料金改定について」及び「企業が開発した山間部の簡易水道等が、将来移管される際の水道料金について」について諮問を受けた。

当審議会では、策定されている各種計画を念頭に置き、水道料金の統一について慎重に議論を重ねた結果、次のとおり意見が集約されたのでここに答申する。

[水道料金の統一について]

1. 水道料金の基本原則

水道事業は、地方公営企業法第17条により「事業ごとに特別会計を設け、その経費は、 当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」と定められ、水道 料金収入で運営しなければならないとされている。またその水道料金は、同法第21条第 2項により「料金は、公平妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下におけ る適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない。」と定められている。

つまり水道料金は、公平であることはもとより、低廉で良質な給水サービスを効率的に 提供するための経費だけでなく、計画的に施設の建設や改良等の投資が行える資金も 確保できなければならないとされている。

伊豆の国市の水道料金は、合併後も旧3地区の料金体系で徴収されているため、同じ水道事業から供給される水を使用しながら、負担が異なることは公平性に問題がある。また今後10年間の施設整備や更新が、上水道基本計画と地域水道ビジョンにより計画されているため、これらが実施されても健全な経営が確保できるように、統一後の水道料金体系を設定していく必要がある。

このようなことから審議会では、水道料金の統一を含めた料金改定については、「伊豆の国市上水道料金の一元化に関する基本的な考え方」を踏まえて、基本水量のあり方、 逓増型料金体系、激変緩和措置等について検討したうえで、異なった料金体系は、以下の方法で早期に統一されるべきであると考える。

2.「伊豆の国市上水道料金の一元化に関する基本的な考え方」

(1)料金算定方式

(方針1) 総括原価方式を採用し、資産維持費を1%とする。

総括原価方式は、誠実かつ能率的な経営を基本とする営業費用に、水道事業の健全な経営を確保するために必要とされる資産維持費を加えた総括原価を、需要家費(基本料金)、固定費(基本料金と従量料金)、変動費(従量料金)に分解、配賦して、口径別料金に反映できるようにする算定方法である。今回の料金統一に、(社)日本水

道協会監修の「水道料金算定要領(平成20年3月改定)」に基づく総括原価方式を採用することは適切であると考える。

そして資産維持費については、給水サービス水準の維持向上及び施設の維持のために再投資されるべきもので、資本の維持及び使用者負担の期間的公平等確保する観点から総括原価に含めることとする。要領では「水準として3%を標準とする」とあるが、上水道基本計画及び地域水道ビジョンを踏まえて、旧3町の格差を是正することによる引き上げ幅をできるだけ抑えて低料金とするため、資産維持費率は最低ラインである1%とすることが望ましい。

(2)料金算定期間

(方針2) 算定期間を5年(平成21年度~平成25年度)とする。

要領の中で総括原価を算定する期間については、水道料金が安定的に維持されるためにも長期化することが望ましいが、経済の推移、需要の動向や環境の変化等不確定な要素を多く含み、期間的負担の公平性も考慮すると「おおむね将来の3~5年間を基準とすることが妥当である。」とされている。算定期間を、10年間という長期で検討すべきとの意見もあったが、経済情勢の不確定や値上げ幅が大きくなる等勘案し、平成21年度から平成25年度までの5年間にすることが望ましい期間である。

(3)新料金体系

(方針3) 口径別料金体系に統一し、基本水量及びメーター使用料は廃止する。

長岡、韮山地区は口径別料金体系であり、大仁地区が用途別料金体系である。用途別料金体系は、業務用など利用者の負担力が高い特定の用途に対して、高い料金を設定する方法である。しかし、現在これに唯一該当している事業所との工業用水の使用契約は、平成22年3月に終了するため、これに該当する事業所はなくなる。そこで新料金体系については、使用者のメーター口径の大小によって料金を設定する口径別料金体系に統一する。

また基本水量制は、基本料金に無料の水量範囲を設定して、清浄な生活用水の使用を促進させて公衆衛生を向上させる目的と料金を低廉に抑えて水道の普及を促進する政策的配慮から多くの事業者に採用されてきた。

しかしこれは戦前に考案された制度であり、現在ではこの目的はすでに達成され、 社会の変化に伴い基本水量制を採用する意味は薄れつつある。また基本水量内については、使用水量に関係なく一律の料金であることは不公平感もあり、水の浪費を促すおそれもある。そこで1㎡から実際に使用した水量に応じた負担とすることは、公平性を高め、節水意識の向上にもつながるため、基本水量を廃止することが望ましい。

さらに料金を徴収する際に、使用水量を計測するために市でメーターを設置しているが、正確な計測をするため計量法で8年ごとに交換が義務付けられている。メーター使用料は、その費用を基本料金とは別に口径別に異なる金額で徴収する制度であり、長岡・韮山地区でこの制度を採用していた。しかし最近ではこの制度の採用は減少傾向にあり、今回の統一を機にメーター使用料を廃止することが望ましい。

(4) 逓増従量料金制と水量ランク区分

(方針4) 逓増型料金体系を採用し、水量ランクを5区分とする。

逓増型料金体系とは、要領のなかでは特別措置として定められており、使用水量が 多くなるごとに、段階的に1㎡あたりの料金を高く設定する方法である。

これは使用水量が多くなると、水源開発や施設拡張等を最大使用水量に合わせて計画することから、さらに多額の投資をすることにつながるため、その増額分を大口需要者の料金に反映させる考え方である。また最近ではこのことが節水意識を向上させることから、環境保護の観点からも広く導入されている。

逓増型料金体系には、水量ランク区分を設定することが必要であるが、要領では「給水地域の需要実態を考慮し、使用水量の大小によりおおむね3ないし5段階とする。」とされている。現在は長岡が4段階、韮山、大仁が3段階である。

新料金体系では、基本水量制が廃止され少水量の段階が1段増えることや旅館等の大口需要者がある地域性を考慮して多水量の段階を設定することから、水量ランクを 5区分にすることが望ましい。

なお、口径別基本料金及び従量料金は、「別表1」に示した。

3. 激変緩和措置

激変緩和措置とは、水道料金の統一や改定で大幅な変化をする場合に、一定期間段

階的に暫定料金を設定して、増減率を緩和する経過措置である。

今回の料金統一による改定は、金額だけではなく料金体系も大幅な変更となるため、変化の内容が特殊で複雑になっており、地区ごとに異なるのは元より、同じ地区でも口径や使用水量によっても違いがみられる。具体的には、大仁地区では全般的に大幅な値上げになり、長岡地区は一般家庭ではほとんど変化はないが、口径が大きい使用者については値上げ幅が大きい傾向があり、韮山地区はごく一部を除いて値下げとなる。この様な状況では、全地区にこの措置を導入せざるを得ないと考える。

今回採用された激変緩和のための経過措置期間については、「現行料金」を「料金改定から平成23年度まで」と「平成24年度」の2段階の暫定料金期間を設定して、平成25年度以降に「新料金」に統一する方法である。またその期間の料金は、新旧料金の基本料金と従量料金の単価と水量区分を調整して、段階的に新料金の単価に統一する方法である。この激変緩和措置期間と暫定料金の設定は、市民の負担軽減のためにも望ましい。

なお、経過措置期間の料金表は、「別表2」に示した。

別表1 (平成25年度以降) ※一使用期(2ヶ月税込金額)

(単位:円)

		答申案			現		行	料		金		
区八	口径及び	※基本水量及 びメーター使		長	岡			韮	Щ		大	仁
分	水量区分	用料は廃止	基本水量	メーター 使 用 料	基本料金	計	基本水量	メーター 使 用 料	基本料金	計	基本水量	基本料金
基	13 mm	882	$20\mathrm{m}^3$	220	1,260	1,480	$20\mathrm{m}^3$	210	1,470	1,680	$20\mathrm{m}^3$	882
	20 mm	1,490	$30\mathrm{m}^3$	430	1,943	2,373	$20\mathrm{m}^{^3}$	420	1,680	2,100	20 m³	882
本	25 mm	1,994	$40\mathrm{m}^3$	470	2,625	3,095	$20\mathrm{m}^{^3}$	630	1,785	2,415	20 m³	882
料	30 mm	2,750	60 m³	800	3,990	4,790	$20\mathrm{m}^3$	1,050	1,995	3,045	20 m³	882
金	40 mm	4,494	100 m³	910	6,720	7,630	$20\mathrm{m}^3$	1,260	2,100	3,360	20 m³	882
$\frac{1}{2}$	50 mm	8,484	150 m³	4,000	10,395	14,395	$20\mathrm{m}^3$	2,100	5,250	7,350	$20\mathrm{m}^3$	882
ケ	75 mm	17,220	$340\mathrm{m}^3$	5,500	24,360	29,860	$20\mathrm{m}^3$	4,200	6,300	10,500	20 m³	882
ケ 月)	100 mm	28,980	590 m³	7,000	42,735	49,735	$20\mathrm{m}^3$	6,300	7,350	13,650	20 m³	882
	150 mm	66,108	-	-	_	-	_	-	_	_	$20\mathrm{m}^3$	882
従	$0 \sim 20 \text{ m}^3$	53.55	0			0				0		
量	$21 \sim (80) \mathrm{m}^3$ $(81) \sim 100 \mathrm{m}^3$	64.05	68.25				84.00			44.10		
料	$101 \sim (200) \mathrm{m}^3$	74.55								115 50		55.65
金	$(201) \sim 500 \text{ m}^3$	74.55				73.50		115.50				
$\widehat{1}$	$501 \sim 1000 \text{ m}^3$	85.05										
$\begin{array}{ c c }\hline m^3 \end{array}$	$1001 \sim (3000) \mathrm{m}^3$	05.55	78.75						66.15			
	(3001) m ³ 以上 95.55			84.00								
臨時	臨時用 (1 m³につき) 210.00 ※ 基本料金なし。											

従量料金の()内の水量は、旧料金体系の水量区分である。

別表2 (平成22年度~平成24年度) ※一使用期(2ヶ月税込金額)

(単位:円)

	口径及び 水量区分	長 岡			韮 山			大 仁			然中毒
区分		旧料金	使 用 期 間		旧料金	使 用 期 間		口料人	使 用 期 間		答 申 案 (平成 25
ガ		旧代本	平成23 年度まで	H24年度	旧代玄	平成23 年度まで	H24年度	旧料金	平成23 年度まで	H24年度	年度以降)
	13 mm	1,480	1,280	1,081	1,680	1,414	1,148	882	882	882	882
基	20 mm	2,373	2,078	1,784	2,100	1,896	1,693	882	1,084	1,287	1,490
本	25 mm	3,095	2,728	2,361	2,415	2,274	2,134	882	1,252	1,623	1,994
料	30 mm	4,790	4,110	3,430	3,045	2,946	2,848	882	1,504	2,127	2,750
金	40 mm	7,630	6,584	5,539	3,360	3,738	4,116	882	2,086	3,290	4,494
	50 mm	14,395	12,424	10,454	7,350	7,728	8,106	882	3,416	5,950	8,484
2 ケ	75 mm	29,860	25,646	21,433	10,500	12,740	14,980	882	6,328	11,774	17,220
月)	100 mm	49,735	42,816	35,898	13,650	18,760	23,870	882	10,248	19,614	28,980
	150 mm		_	_	-		-	882	22,624	44,366	66,108
従	0∼ 20 m³	0	17.85	35.70	0	17.85	35.70	0	17.85	35.70	53.55
従量料金(1㎡)	21~ 100 m³	68.25	66.85	65.45	84.00	77.35	70.70	44.10	50.75	57.40	64.05
	101∼ 500 m³	73.50	73.85	74.20	115.50	101.85	88.20	66.15	68.95	71.45	74.55
	501~1000 m³	73.50	77.35	81.20	147.00	126.35	105.70	66.15	72.45	78.75	85.05
	1001 ㎡以上	78.75	84.35	89.95	147.00	129.85	112.70	66.15	75.95	85.75	95.55

ただし、長岡地区においては、経過措置期間の料金が新料金を上回る場合は、新料金とする。

[あとがき]

現在の社会情勢は、複雑多様化する社会構造や予測困難な経済状況などにより、益々厳しくなっていく傾向があり、水道事業が置かれている状況についても例外ではない。このように変化する経営環境のなか、伊豆の国市水道事業は「上水道基本計画」及び「地域水道ビジョン」を踏まえた、経営の効率化、計画的な投資、職員の意識改革及び資質の向上など、水道事業に課せられた課題を的確に把握し、将来を見据えた事業を行っていかなければならない。

今回の2つの諮問事項の審議では、合併時から懸案となっていた「水道料金の統一を含めた料金改定について」では、「伊豆の国市上水道料金の一元化に関する基本的な考え方」を基本として審議をした結果、前述のように統一する改定案を答申することができた。

しかし、もうひとつの「企業が開発した山間部の簡易水道等が、将来移管される際の水道料金について」は、今年度「伊豆の国市山間部地域水道基本計画」が完成するため、この計画を基本としてこれからの状況の変化をもう少し長期に渡って審議をしてから結論を出すべきものと考え、今年度以降も審議していくこととなった。

また、この答申を提示することは、水道料金統一を含めた料金改定に向けて前進することではあるが、料金が上がる地区の市民にとっては負担の増加を伴う改定となり、市民生活に及ぼす影響は大きい。そのため激変緩和対策として、段階的に値上げする経過措置を採用することにより、少しでも負担の軽減を図るとともに、料金が下がる地区についても、公平に段階的な値下げをすることにより必要経費を確保していくこととした。

水道は市民生活に欠かせないものであり、市においては、地震対策等も含めて安心・安全な水を安定的に供給するための設備投資の必要性、具体的には、旧3町を相互連結する幹線管路のループ化や地震に弱い石綿管の布設替え等を市民にわかりやすく説明し、今回の統一の趣旨や方法などとともに経過措置についても、市民のみなさんにご理解をいただくために、できるだけ多くの市民に広報活動し、水道事業者としての説明責任を十分に果たすよう切に要望する。

伊豆の国市水道事業等審議会審議経過

区分	開催日	内容
第1回審議会	平成21年2月9日	・委員委嘱及び正・副会長の選出
		・伊豆国市上水道事業の概要及び基本計画に ついて
第2回審議会	平成21年3月10日	•市内水道施設見学
第3回審議会	平成21年10月21日	•諮問書受領
		・伊豆の国市地域水道ビジョンについて
		・伊豆の国市上水道料金の一元化に関する 基本的な考え方について
第4回審議会	平成21年11月18日	・水道料金算定について
		(総括原価方式)
第5回審議会	平成21年12月9日	・水道料金算定について
		(算定期間・資産維持費・口径別料金体系)
第6回審議会	平成22年1月20日	・水道料金算定について
		(水量ランク・基本水量制・臨時水道料金)
第7回審議会	平成22年2月24日	•激変緩和措置
		・企業が開発した山間部の簡易水道等が、将来 移管される際の水道料金について
		・答申書(案)について
第8回審議会	平成22年3月30日	•答申

伊豆の国市水道事業等経営審議会委員名簿

(任期:平成20年10月1日~平成22年9月30日)

氏	名	役職	備 考
髙 井	利和	元県企業局理事(学識経験者)	会 長
加藤	寛 治	伊豆の国市商工会長	副会長
梅原	辰 夫	元長岡地区区長会長	
原	唯 彦	南條区長	韮山地区区長会長推薦
渡邉	武 彦	元大仁地区区長会長	
杉山	操	元長岡地区女性の会支部長	
杉山	三枝子	韮山地区女性の会支部長	
田村	紀久子	元大仁地区女性の会支部長	
安 田	昌代	伊豆の国市観光協会長	
渡邉	靖 幸	旭化成ファーマ㈱ 工務部工務課長	大口需要者